

- ・この協定書は案であり、協定締結までに変更及び追加をする場合がある。
- ・単独の法人と協定締結する場合を想定して作成している。

基本協定書（案）

[illegible]

(目的)

第1条 本協定は、本業務の公募手続きにより、乙が本業務における受託候補者として決定されたことを確認し、本業務に係る太陽光発電設備の導入、運転管理、維持管理及び電力の需給に関する契約（以下「本契約」という。）の締結に向け、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 補助事業 | 環境省の水インフラにおける脱炭素化推進事業 |
| (2) 公募要領 | 本業務のプロポーザル方式による公募（以下「公募」という。）に関し、甲が令和7年8月29日付けで公表した公告、公募型プロポーザル説明書、企画提案書作成要領及び公募に係る質問書と回答書をいう。 |
| (3) 仕様書 | 甲が令和7年8月29日付けで公表した仕様書 |
| (4) 企画提案書 | 本業務に係る公募時に乙が提出した企画提案書 |
| (5) 審査委員 | PPA方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務公募型プロポーザル審査委員会を構成する委員 |

(当事者の責務)

第3条 甲及び乙は、本契約の締結に向け、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 甲及び乙は、令和9年度中に太陽光発電設備を運転開始できるよう、遅滞なく手続等を行うものとする。

(補助事業の申請)

第4条 乙は、本協定締結後、遅滞なく補助事業を申請する。

2 補助事業に係る書類については、事前に甲へ提出し、承認を得ることとする。

(基本的合意)

第5条 本業務の実施にあたっては、法令、本協定、本業務の公募要領、仕様書（公募後に変更があった場合は変更後の仕様書）、企画提案書及び施設の使用許可書の記載内容に従うものとする。

2 本契約締結時の契約単価は、企画提案書において提案のあった以下の単価（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。

（東部浄化センター）金 円／kWh

（芦田川浄化センター）金 円／kWh

（沼田川浄化センター）金 円／kWh

(準備行為)

第6条 乙は、本契約の締結前であっても、補助事業の要件の範囲内において、自己の責任及び費用で本業務に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲内において乙に協力する。

(協定解除)

第7条 甲は、第10条に規定する本協定の有効期間にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときには、本協定を解除し、本契約を締結しないことができる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

(2) 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 不正な利益を図る目的で審査委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(4) 本業務の公募手続きに関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(5) 本業務の公募手続きに関して、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(6) 本業務の公募手続きに関して、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

(7) 排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、本業務の公募手続きに関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき。

(8) 乙が本協定に違反する行為を行ったとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、乙の責めに帰すべき事由により、本業務の目的を達することができないと認められるとき。

(契約不成立の場合の処理)

第8条 前条の規定により、本協定が解除された場合、乙は、施設ごとに算定した年間の電力料金（企画提案書で提案のあった20年間の自家消費電力量のうち、最も電力量が大きい期間に第5条第2項で規定する企画提案書において提案のあった単価を掛け合わせた額（小数点第1位未満は切り捨てる）とする。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(有効期間)

第9条 本協定は、本契約を締結した日をもって効力を失うものとする。

2 前項の規定にかかわらず本契約の締結に至らなかった場合は、本契約の不可が確定した日をもって本協定は解除されるものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、本業務を行う上で知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、本業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(協定内容の変更)

第11条 甲及び乙は、必要があると認めたときは甲乙協議の上、本協定内容の一部を変更することができる。

(管轄裁判所)

第12条 本協定に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第13条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

(協定外の事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定める。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印